

9 海外ATMで暗証番号を用いて偽造デビットカードが利用された場合の、約款の補償条項の適用及び預金者保護法の適用の可否

二村浩一

山下・柘・二村法律事務所 弁護士

東京地判平29・11・29 平成28年（ワ）第8712号補償金請求事件 金法2094号78頁

●——事案の概要

平成26年9月にX（原告）は、銀行であるY（被告）に預金口座（本件口座）を開設するとともに、Yの定めるデビットカード規定（カード規定）およびデビットカード盗難補償規定（盗難補償規定）に同意し、Visaデビットカード機能付キャッシュカード（本件カード）の発行を受けた。

カード規定には、①Yに責のある場合を除き、デビット用暗証番号が使用されて生じた一切の債務、損害等につき会員が責任を負うこと（5条5項）、②カードの紛失・盗難、偽造・変造により他人にカード又はカード情報を使用された場合、Yは本規定に定めるところに従い決済を行うものとし、それに関する責任はすべて会員が負うものとする（14条1項）、これにかかわらず、Yに盗難・紛失、偽造・変造の事実を連絡し、かつ警察署への届出等所定の手続をとった場合には、連絡を受理した日の前後一定期間に生じた損害については、Yが補てんすること（14条2項本文）、

③暗証番号が用いられた場合には、②にかかわらず補てんの対象外とすること（14条2項但書4号）が定められている。

他方、盗難補償規定は、前文に、Yは、「当行の発行したY銀行デビットカード（中略）に係る紛失、盗難、偽造・変造等によりお客様が被った損害を補償します。この補償の運営は下記条項に従うものとします。」と定められており、1条に、偽造・変造されたデビットカードを他人に不正利用されたことにより被害にあった場合などに、所定の届出等を行うべきことについて定めが置かれているほか、3条に「（補償が行われない主な場合）との見出しの下に「第1条の規定にかかわらず、次に掲げる損害に対しては補償は行われません。」と規定され、補償対象外となる事由が列挙されていたが、暗証番号が使用された場合は掲げられていなかった。また、盗難補償規定には、本規定に定めのない事項については当行の他の規定、規則などすべて当行の定めるところによる旨の条項も置かれている（5条）。

Xは、平成26年10月12日から11月2日に

かけて、マレーシアおよびミャンマーで本件カードを利用してATMから現地通貨（日本円換算12万5349円）を引き出した。その後、11月5日から9日までの間に、合計39回にわたり、Xに無断で、本件カードのカード情報および暗証番号が使用されてベトナムにあるATMから現地通貨が引き出され（本件引出し）、日本円換算合計86万7719円が本件預金口座から引き落とされた（本件引落し）。なお、Xは、本件カードの盗難被害や紛失等はおらず、本件カードを所持している。

Xは、平成26年11月16日ころ、インターネット上の通知により本件引出しがあったことを知り、自身の利用ではないことをYに連絡し、平成27年1月26日に日本に帰国した後すみやかにYに連絡して調査依頼と補償金の支払請求をした。また、Xは、平成27年1月28日に、本件引出しにつき警察に被害相談を行った。

Xは、①カード規定および盗難補償規定に定められた上記不正利用被害額の補償金請求権又は②「偽造カード等および盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護に関する法律」（預金者保護法）の適用又は類推適用により、本件引落しが無効となることを前提とする預金払戻請求権に基づき、上記86万7719円および遅延損害金の支払いを求めて出訴した。

●——請求棄却（確定）

1 カード規定および盗難補償規定に定める補償金請求権について（判示事項1）

本判決は、本件引出しでは暗証番号が用いられたことから、カード規定14条2項但書4

号により補償の対象外であるとした。

この点、Xは、①盗難補償規定3条1項には、補償が受けられない事由として暗証番号が用いられたことが掲げられていなかったから補償対象となる、②カード規定14条2項但書各号の事由は利用者の過失が推認される事由を類型的に定めたものであり利用者無過失の場合には適用されないと解すべきであり、Xに過失がない本件では14条2項但書4号は適用されない、と主張した。これに対し本判決は、「盗難補償規定は」「カード規定の規定内容を前提として定められたものであることは明らかであり、盗難補償規定3条は、補償が行われない主な場合をよりわかりやすく説明したもの」と認定してXの第1点目の主張を排斥した。

また、第2点目の主張については、「会員の過失の有無には何ら言及していない」カード規定14条2項但書の「文理に反する」こと、Yにおいては「デビット用の暗証番号についてはカードのICチップ内に記録させるシステムを採用するなどしてセキュリティの確保を図った上で」「暗証番号が使用されてカードが不正使用された場合は会員の過失の有無にかかわらず補償の対象としない旨を定めていること」、Xにおいても「暗証番号が不正使用された場合は補償の対象外であることが明記された」「カード規定を承認したうえでデビットカード取引システムの利用を申し込んだものと認められること」を指摘して、採用しなかった。

2 預金者保護法の適用・類推適用について（判示事項2）

預金者保護法4条1項の適用については、「デビットカードを利用して海外ATMから引

き出す際の取引の仕組みは、引き出される現地通貨は会員の口座から引き出された現金ではないことなどに照らして預金の『払戻し』ではないこと、「カードを発行した金融機関は、会員からの指示ではなく加盟店（海外金融機関）からの利用情報に基づいて会員の口座からの引落とし及び送金を行っている点などに照らすと『振込み』とも異なる」ことを挙げて、「偽造デビットカードによる海外ATMからの現地通貨の引出し及びそれに起因する預金の引落としについて」適用を否定した。

さらに、同項の類推適用についても、預金者保護法が「ATMによる取引を保護の対象としており、対面取引は対象としていないところ、デビット取引は加盟店における対面取引の際にカードリーダー等の端末を用いて行うことも前提と」していること、「海外ATMは、カードを発行した金融機関の管理下にあるわけではないため、必ずしもカード発行金融機関の努力でその安全性を確保することができるわけではないこと、デビット取引の利用限度額は会員の預金口座の残高であるため、デビットカードの不正利用による被害は高額に上ることがあり得ることなど、デビット取引とキャッシュカードを用いたATMによる預貯金の払戻し（振込みに係る預貯金者の口座からの払戻しを含む。）とでは重要な相違点が複数認められること」、立法の過程で金融庁により設置されたスタディグループにおける検討でもデビット取引が「当然に預金者保護法による保護の対象とは考えられていなかったことなどを指摘して、類推適用を否定した。

●——研究

1 はじめに

本判決は、偽造デビットカードによる海外ATMでの不正利用について、預金者保護法4条1項の適用又は類推適用があるかという先例の存しない事案について、初めて判断を示したものであり、下級審とはいえ重要な意義がある。また、本判決は、暗証番号が使用されデビットカード又はそのカード情報が不正に利用された場合における補償規定の適用についても判断している。これ自体は個別の事実関係に基づくものであって事例判断に留まるものではあるが、近時、ブランドデビットカード（後述）と共通のシステムで運営されている国際ブランドと提携して発行されるクレジットカードの取引においても、暗証番号が用いられた偽造カードによる不正利用に係る紛争が増加していることを踏まえると、この点も今後の実務を考える上で参考になる裁判例といえよう。

2 問題の所在

デビットカード取引は、会員がカードシステムの決済口座として預金口座を設定したうえで、所定の加盟店の店舗、ATM等において、会員が商品等の購入又は役務提供を受けることに伴い負担する売買代金等債務につき、上記預金口座から、原則として利用の時点において即時に預金を引き落とすという、弁済する取引である。デビットカードには、キャッシュカードをそのままデビットカード取引に用いるJ-Debitと、Visa、JCBなど国際ブランドと提携して発行され、クレジットカードネットワークを利用するいわゆるブランドデビットカードとがあるが、本件カードは後者

であった。

デビットカード取引は、加盟店と対面で又は ATM 等を用いてなされる場合には、貸与されたカードを用いて行われるものであるところ、本件では Y が X に貸与したカードではなく、貸与されたカードに係るカード情報を用いて偽造されたカードが用いられており（ただし、実務上は偽造カードの利用であったかの認定自体容易ではないことが多いが、本判決は偽造カードと認定した根拠を明らかにしていない）、そもそも真正なデビットカード取引は行われていない。

カードの個別取引に係る法律効果がどのような要件によって生じるかについては様々な見解がありうるものの、仮にカードの提示と暗証番号の入力という事実のみでデビットカード取引に係る法律効果が生じるとの説に立脚したとしても、真正カードが提示されていない本件においては、カードの個別取引の存在を認定することができないものである。

そこで、この場合に預金が引き出されたことによる損失を誰が負担するかが問題となるところ、本件のような国際ブランドと提携して発行されるデビットカードの場合、国際ブランドのルール上、暗証番号が用いられ、カード発行会社（イシューア）が利用を承認した場合には、加盟店側金融機関（アクワイアラ）には損失負担の義務はないこととされている。従って、本件の場合にも X と Y のいずれが損失を負担すべきかが問題とされることとなった。

3 条項使用者不利益解釈と補償規定の適用

本件では、暗証番号が利用された偽造カードによる不正利用について補償対象となるか否かについて、カード規定と盗難補償規定の

間で、上述のとおり一見すると相互に矛盾するような規定が置かれている。X はこの点を指摘し、暗証番号取引を補償対象外とする条項を有しない盗難補償規定が適用されるべきと主張した。この点に関する X の主張は、必ずしも明確ではないが、あるいはカード規定と盗難補償規定に矛盾するような規定であったが故に条項の解釈に複数の可能性があるとして、条項使用者不利益解釈の原則により、条項使用者である Y に不利益な解釈がなされるべきとの趣旨であったのかもしれない。

しかし、条項使用者不利益解釈の原則が認められるとしても、これは、他の解釈手法を用いても意思表示の内容を確定できない場合に補充的に用いられるべきものと解されるどころ、本件ではそのような状況にはない。すなわち、カード規定がデビットカード取引の基本的約定であることはその内容から明らかである。また、同規定上、暗証番号が使用された場合の本人責任（5条5項）並びにカードの紛失・盗難、偽造・変造による不正利用に関する本人責任（14条1項）、会員が所定の手続きを取った場合における Y による補償及び暗証番号使用を含む補償除外事由（14条2項）が明確に定められている。他方、盗難補償規定は、カード規定を基礎とし、同規定の定める不正利用の場合の補償にかかる基本的なルールを踏襲して規定されているうえ、盗難補償規定3条に列記された補償除外事由が例示であることも見出しに明示されている。そうすると、盗難補償規定に暗証番号取引を補償対象外とする条項が欠落していることだけをもって、基本的規定であるカード規定中の暗証番号取引を補償対象が位置する条項の適用を排除する趣旨であったとまでい

うことはできないであろう。

4 補償対象外となるについてXの過失は必要か

本判決は、カード規定の文理から、暗証番号が使用された場合にはXの過失の有無を問わず補償対象外となると判示している。しかし、偽造カードによる不正利用を認定している本件の場合にもXの過失の有無を問わないとする判旨には、以下のとおり疑問がある。

すなわち、偽造カードが用いられた場合、典型的にカード会員のカードそのものの管理に不備があったとまでは言いがたい。このため、暗証番号使用の場合に過失を問わない本判決に従えば、偽造カードによる不正利用であって暗証番号使用の場合の補償条項（本件補償条項）は、カード会員無過失の場合には実質的には、カード会員が損失を負担する合意にほかならない。投機取引など、より大きな利益のために損失を受容する取引である場合には別論、本件のような自己の預金を原資とする両替取引の場合に、預金全額を失う危険を甘受してでもその取引を行うことを会員が欲するとは考えにくい。他方、事業者にとっては、本人認証の確実性を高める制度設計を行うことで不正利用による損失発生を回避したり、損失を加味して取引条件を定めることで損失を広く会員全般に転嫁したりできる。

そうであるとすると、故意にせよ過失にせよ本人が加功しなければ暗証番号が使用された不正利用は考えにくいというのでない限り、本件補償条項は、改正民法施行後は民法548条2項との関係でその有効性が問題となりうる。また、本件デビットカード利用に係る契約が消費者契約である場合には、消費者契約法10条の不当条項とされる可能性も否定

できない（ただし、Xは消費者契約法10条に関する主張をしておらず、消費者契約に該当するか自体、本判決では検討されていない）。

もっとも、本判決は、デビット用の暗証番号について、カードのICチップ内に記録させるシステムを採用するなどしてセキュリティの確保を図ったことを前提として、暗証番号使用の場合に補償対象外とされたことを指摘している。

たしかに、ICチップに暗証番号を記録する場合、ICチップに組み込まれたプログラムにより暗号化して暗証番号を外外部とやり取りする仕様となっていることから、磁気ストライプに暗証番号が記録されている場合と比較してはるかに堅牢な情報管理であることは指摘のとおりである。しかし、不正利用の防止は、暗証番号のセキュリティのみで達成できるものではなく、本人認証の確実性にあるのであって、この点を総合的に考慮するのでなければ会員に責任を負担させる本件補償条項の合理性を導くことはできないはずである。

そこで本人認証の確実性についてみると、本件での本人認証は、使用されたカードの真正性の確認と暗証番号の一致という2つの要素から成り立っている。

ところで海外ATMを利用して現地通貨を引き出す場合、ATMがICカード非対応であるときには、当該ICカードに記録された暗証番号と入力された暗証番号を照合する方法によらず、入力された暗証番号をカード発行会社に送信し、カード発行会社のシステムに記録された暗証番号と照合する方法によっている。さらに、ICカード非対応のATMが用いられる場合、カードの真正性をICチップ内のデータによって確認、担保する方法は採用さ

れておらず、磁気ストライプ上のカード情報の送信によって行っているため、ATMで利用できるレベルであればカードの偽造も困難ではない。ICカードの偽造がほぼ不可能とされ、ICカードの偽造例が報告されていないことを踏まえると、本判決では認定されていないものの、本件も磁気ストライプカードとして偽造され利用された場合であると考えられる。

磁気ストライプカードの偽造が数多く報告され、技術的にも容易になされる実態に照らせば、偽造磁気ストライプカードによる不正利用事案では、実質的には送信された暗証番号の一致のみをもって本人認証をしていることになる。欧州決済サービス指令（PSD2）が近い将来に導入を予定する本人認証の要件は、①顧客のみが知る情報、②顧客のみが所有する物又は③顧客の生体情報のうちの少なくともいずれか2点の一致によることと対比すると、本件の場合、本人認証の確実性は相対的に劣ると考えられる。

また、実質的に見ても、カードの盗難紛失など真正カードの占有を喪失して不正利用された場合と比較すると、偽造カードの場合には、不正利用をされて初めて会員が被害に気付くものであり、被害に気付いたときには預金全額が引き出されていることも少なくない。このため、結局、会員にとっては、暗証番号を厳格に管理する以外に、偽造カードによる不正利用の被害を回避し極小化する方策がない。ところが、ICカードの場合、ATM以外の対面型加盟店においても暗証番号を入力して取引が行われる。また、ブランドデビットカードが世界各国で利用されるものであり、加盟店における暗証番号の利用環境等は千差万別である。この結果、カードの利用と

暗証番号の厳格管理とは両立しないおそれもあるものであり、被害を回避する有効な手立てを会員が講じることは必ずしも容易ではないことが考えられる。

以上のような関係に照らすと、偽造カードで暗証番号が利用された場合に、過失の有無を問わず会員が責任を負うとの本件補償条項は、無過失の場合でも会員の責任となる限度で民法1条2項に規定される基本原則に反するとされる可能性も否定できないのではなからうか。

5 暗証番号が用いられたクレジットカードの不正利用事案との比較

ブランドデビットカードの場合、国際ブランドと提携して発行されるクレジットカードと同一の仕組みによって取引が実行される。そこで、暗証番号が用いられクレジットカードが不正利用された事案の裁判例を見ておこう。

まず、東京地判平28・11・2(2016WLJPCA11028006、判例秘書L07133163)は、海外加盟店でカードが利用され、その際、カードのICチップに記録された暗証番号と入力された暗証番号の一致が確認されていたところ、カード会員が睡眠薬強盗の被害に遭った等を理由として支払義務を争った事案である。この判決は、カード会社に責のある場合を除きカード会員が責任を負うとのカード会員契約の内容を前提に、カード会員の支払義務を認めた。カード会員の故意過失を問わずその責任を認めた点で、この判決と本判決とは共通する。だが、この判決の事案では、そもそも偽造が不可能とされるICカードによりカードの真正性が確認されかつ暗証番号の一致が確認されているのであり、仮に不正利用があったとしても、これにつき本人の過失が強く推認

されるものである。その点で本判決と同一に論じることはできないと考える。

一方、岡山地判平14・11・19(2002WLJPCA 11199003、判例秘書L05751036)は、国内の銀行ATMにおいて磁気ストライプカードが利用されてキャッシングがなされたが、カード会員が盗難カードによる不正利用を主張して支払義務を争った事案である。この判決は、盗難カードによる不正利用を認定した上で、カード会員契約上、会員の故意又は重過失がある場合には、会員は支払義務を免れないとされていること、暗証番号が当初から正確に入力されたことは、暗証番号の管理につき会員の重過失が推認されると認定して会員の支払義務を認めた。確かに、正しい暗証番号が1回で入力されたことは、他人が暗証番号を知っていたことを推定させる一事情である。その点で、会員の暗証番号管理に問題があった可能性は認められるものの、ATM利用時以外には暗証番号を用いていなかったこの判決の当時と状況が異なる現在において、会員の重過失まで推定できるかについては慎重な吟味が必要であろう。

6 預金者保護法との関係

本判決は、預金者保護法4条1項につき適用を認めなかった。海外ATMでの外貨の引出しは、外貨の売買である両替を含むものであることから払戻にあたらなかった点は首肯できる。預金からの引落としおよび送金が会員の具体的指図によらず国際ブランドの利用情報に依拠して行われていることを踏まえ、振込みに当たらないとした点であるが、ブランドデビットカード取引での外貨への換算は、国際ブランドにおいて事務処理を行った時点での国際ブランド所定の外国為替レートを用

いて行われ、利用時には預金からの邦貨建てでの引落とし金額が確定していないことを指摘したものと解される。この点で、口座開設者自身が金額等を指定する振込みとは相違することは間違いがないが、より理論的観点からは、このような取引構造自体、デビットカード取引が原因関係の存在を前提としこれと密接に関連していることを示すものであって、原因関係の存否を前提としない振込みとの相違を的確に指摘したと評価しうるであろう。

他方、類推解釈を認めなかった点については、結論自体には異論はないものの、その理由とするところには若干の疑問がある。すなわち、本判決は、預金者保護法の場合ATMによる取引を前提としているところ、デビットカードの場合には加盟店における対面取引の際にカードリーダー等の端末を用いて行うことも前提としているとの点であるが、デビットカード取引一般ではなく、ATMを利用した取引における預金者保護法の類推適用が問題となっているのであるから理由としては整合していない。また、「デビット取引の利用限度額は会員の預金口座の残高で」あり不正利用被害が高額になるとの点であるが、だからこそ利用者の保護が求められるとも解しうる上、そもそもデビット取引の場合にも、預金口座の残高全額ではなく、別個に利用限度額を定めることもでき、実際にそのようにしている金融機関も少なくないことに照らすと、あえて利用限度額を別個に定めていないYとの関係で理由となるものではない。

このように本判決は、デビット取引とキャッシュカードを用いたATMによる預金の払戻しとは重要な相違点があることを指摘し、デビットカードの不正利用により海外

ATMから現地通貨が引き出された場合について、キャッシュカードを利用した預貯金の払戻し等と同様の要件で、金融機関の負担の下に会員を保護することが、預金者保護法の趣旨に沿うということではできないとしている。しかし、預金者保護法制定の契機となったキャッシュカードの偽造が、「磁気ストライプ部分のデータさえ同一であれば真正なカードとみなしてしまうため」「物理的存在としてのカード自体には意味がなく、セキュリティが暗証番号のみの一重化してしまった」（松本恒雄「偽造・盗難カード預金者保護法の他の取引への影響と残された課題」銀法650号20頁）ことを踏まえると、同様の構造

にあるデビット取引についても類推適用を認めるべき場合ではないかとの疑義も生ずるところである。

とはいえ、立法当初、デビットカードの不正利用を対象とする趣旨ではなかったこと、行政上の監督などにより、ATMの利用環境も含めたセキュリティの水準が統一されている日本国内の場合と異なり、海外ATMのセキュリティ水準は一様とは言い難いことなどを踏まえれば、法律で金融機関に損失の負担を強制することが適切とまでは言えないのであり、この観点から、類推適用は否定されるべきものである。

[参考文献]

本判決の評釈には、本田知則「デビットカードの不正使用についての約款上の保証・預金者保護法の適用または類推適用の可否」金法2121号7頁及び箕輪靖博「デビット・カードの不正使用と預金者保護法の適否」新・判例解説Watch 24号81頁がある。

箕輪論文は、本判決が、Xに過失がなくとも補償対象外となると判示した点について、ATMの払戻しにつき真正キャッシュカードと暗証番号を用いている場合に銀行による暗証番号の管理不十分があるなど特段の事情がない限り補償から除外する免責約款を有効とした最二判平5・7・19判夕842号117頁を踏まえたものとしている。しかし、同判決の事案は、真正キャッシュカードが用いられたこと、預金の払戻しであり民法478条が適用されうる場面であったことの2点で、偽造カードが用いられ、かつ預金の単純な払戻しではなく民法478条が直接適用される場面ではない本判決の事案とは相違しているのであり、本判決を上記最判の射程内のものとして位置づけるべきではないと考える。